

★国民健康保険料を納めましょう。

【国民健康保険（国保）とは？】

日本では、安心して医療を受けられるように、すべての人が医療保険に加入することになっています。国民健康保険（国保）は、職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）・後期高齢者医療制度に加入している人や、生活保護を受けている人を除く、すべての人が加入します。

国保は私たちの住む都道府県と市区町村が運営しています。病気やけがに備えて加入者のみんながお金を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費の補助などにあてる助け合いの制度です。みんなのすこやかな暮らしを守るために、みんなで力をあわせて国保を支えていきましょう。

【国民健康保険料（保険料）を滞納していると？】

国民健康保険料（保険料）を定められた納期限までに納付しないことを「滞納」といいます。滞納すると、督促状が届いたり延滞金の支払いが必要になります。それでも納めないでいると、特別療養費の支給や差し押さえの対象となります。

保険料は、みなさんの医療費にあてられる国保の貴重な財源です。万が一の病気やけがに備え、必ず期限内に納めましょう。

●督促

保険料の納期限を過ぎると督促状が発送されます。督促手数料・延滞金を徴収される場合があります。

●特別療養費の支給

督促されても納めないでいると、お医者さんにかかるとき、医療費をいったん全額自己負担することになる特別療養費の支給対象となる場合があります。

●給付の差し止め

国保の給付が全部、または一部差し止めになります。

※そのほか勤め先や銀行口座などの財産調査を行い、差し押さえなどの処分を受ける場合があります。また、在留期間の更新などに影響がでる場合があります。

【納付ができない特別な事情があるときは？】

失業、災害、病気、盗難等、特別な事情により保険料の納付が困難なときや通院、入院の必要があるとき等は、減免・分割納付・特別療養費支給措置の解除等が認められる場合がありますので、お早めにご相談ください。



下関市役所 保険年金課 徴収係

電話 (083) 231-1689